

## 随意契約理由書

件名	商大線(高丸IC前)道路改良工事
契約の相手方	株式会社 島田組
根拠法令	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 8号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、兵庫地区渋滞対策協議会に選定された「地域の主要渋滞箇所」である星陵台中学校前交差点の渋滞対策工事として制限付一般競争入札に付したが、応札者がなかったため、令和元年7月26日入札中止となった工事である。</p> <p>本工事を行うにあたっては、兵庫県警が、道路工事に併せて矢印式信号機設置及び信号現示改良を3月末までに施工する必要があることから、早期に着工する必要がある。</p> <p>また、大規模な交通規制が出来ないため道路隣接の狭隘箇所で車両交通に影響のないよう工事を進める必要がある。</p> <p>当該請負人は、本工事施工箇所と同じ「地域の主要渋滞箇所」である商大筋交差点付近の狭隘箇所での道路整備工事実績を有しているため現場状況に類似した工事に精通している。よって、本工事を上記請負人に随意契約することとする。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に対し入札者がいないとき」に該当するため、上記業者に本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 垂水建設事務所 安全推進係 (電話番号 707-0236)